和歌山県　資料提供
令和８年１１月２日

知らないオドロキが色々色々
聖地リゾート!!!!! Seichi Resort WAKAYAMA
和歌山

１１月・１２月は滞納整理強化月間

和歌山県、県内の全市町村及び和歌山地方税回収機構では、１１月及び１２月を合同の「滞納整理強化月間」として、納期限内に納税された方々との公平性を保ち、税収確保を図るため、集中的な差押処分や捜索等に取り組みます。

【強化月間中の主な取組】

①自主納税の勧奨と時間外納税窓口の設置

納付忘れ等を解消し自主的な納税を促すため、電話催告や文書催告、自宅への訪問催告等を行うとともに、１３団体で休日又は夜間の納税窓口を設置します。

また、個人住民税の滞納者には、県と一部市町村が共同で文書催告を行います。

（※時間外納税窓口の設置内容は県ホームページに掲載）

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010500/d00218724.html

②差押処分の強化

納税催告に応じない滞納者の給与、ボーナス、売掛金等の債権を中心に差押えを行います。

③不動産の合同公売実施

（日程）１１月１７日（火）　受付開始　１３：００～

（会場）和歌山県自治会館３階３０６号室（和歌山市茶屋ノ丁２－１）

④住民の方々への周知広報

各団体の広報紙やケーブルテレビ、町内放送等を活用して、取組及び納期内納税への理解を呼び掛けます。

【参考】

「捜索」

国税徴収法第142条の規定に基づき、徴収職員が、滞納処分のため差し押さえるべき財産の発見または財産の搬出等をすべく、滞納者の物又は住居その他の場所に強制的に立ち入り、調査することです。

（連絡先）
総務部 総務管理局 税務課 企画納税班
担　当：三栖、中山
電　話：073-441-2183（内線 2183）